

大阪府山元課長補佐ほか4名が対応

## ●基本回答別途

### 4/7 厚労省事務連絡に基づき生活保護の対応改善を

**大生連** 4/7、5/26「新型コロナウイルス感染防止等のための生活保護業務等における対応について」の厚労省の事務連絡が発出され、生活保護の申請に迅速に対応するよう書かれており、早い対応の福祉事務所もあるが、一方、追い返しをすところもある。非正規で職を失った人を社会福祉協議会に回し貸し付けを受けるとして指示し借金をさせているところがある。特別給付金などがなくなればさらに保護申請は増えると思われる。

### 住まいを失った住民への対応について

**岸和田** 寮を追われた方が増えている。子ども家庭センターではどれだけ住居を確保しているのか。

**大阪府** 一時生活支援事業で対応している。岸和田子ども家庭センターだけでしているのではなく、府下市町村みんなに対応している。収容数などについて今すぐはわからない。ビジネスホテルを契約していて、そこの空き状況に応じて対応。福祉事務所に相談したら何らかの支援をしている。

一時生活のあとで、居宅、施設、いろんな生活の方法があるが、その方のニーズにあわせて対応している。生活保護も選択肢のひとつ。そこから就職活動をして、住み込みの働き先を見つけることもある。大阪府一体として確保している。数についてはわからない。

### 生活保護の申請権を守ってほしい、貸付は「他法他施策には当たらない」

**守口** 昨年末から今年の7月まで失業保険をうけた。社協に相談に行ったら貸付には該当しないとされた。保護課に相談すると他法他施策を優先し「貸付」を受けると言われた。その方は保険をかけていて、生活保護費の1割をやや上回る。将来のことを考えて解約はしたくないと。働く意欲もある。コロナ禍のもと柔軟に対応してもらえないか。

**大阪府** 貯蓄型は認められないこともある。資産がたくさんあれば、先にそれを使って下さいということになる。自立のめどがあれば認めることもある。実施機関の判断になる。1割を1円でも2円でも超えたからだめではなく、最終的に、それをかけ続けることによ

って、最低生活の維持がむずかしくなるから。

保険の種類・内容にもよるので、細かく相談されたらいいのではないかな。資産として貯蓄型のものは認められないことが多い。医療保険的なものについては持ち続けることも可能。

**大生連** ①申請前に他法他施策優先はありうるのか。

**大阪府** まずは生活保護を受けずに何とかやっていけるかどうかを、相談の中で対応している。必ずしもこれを使わなければいけないというものではない。できるだけ生活保護にならないために、何かできることはないかと検討させていただいている。

**大生連** ②貸付については他法他施策優先になるのか。なるのであれば法的根拠を示して。

**大阪府** 借金を負わせることが他法他施策になるのかということだが、借金を背負わせることが良いとは思わない。ただ、どうしても生活保護を受けたくないという場合とか、このままやれるんじゃないかということで相談に来られる人もいる。千差万別だ。相談を受ける方は、その人が何を求めているのか考えたうえで対応すべきだ。貸付でクリアできそうであれば貸付を、どうしても生活保護になるのであれば、必要に応じて対応する。

**大生連** ③生命保険があったとしても申請ができるのかできないのか。

**大阪府** 回答なし。

**大生連** 申請権の要件は3つで、氏名・住所・申請理由の3つがあれば申請はできる。法24条に明記されている。生命保険があろうとなかろうと申請はできる。資産が超過すれば却下されるだけだ。守口は申請をさせずに借金をさせるために社協に行かしたことが問題だ。専門家に聞いても、申請前の借金は「他法他施策に該当しない」と言っている。生活ができないと窓口に来た人には「生活保護制度があります」を紹介し申請させること。実施要領通りに対応してほしい。守口を指導していただきたい。

**平成 21 年 12 月 25 日保護課長通知（令和 2 年 3 月 10 日保護課長事務連絡に再掲）にも「他法他施策活用の考え方」において「就職安定資金及び総合支援資金等の公的貸付制度及びはきび住宅手当は、生活保護法第 4 条第 1 項のいう『その他あらゆるもの』には含まれず、本人の意に反して利用を強要することはできない」と明記されている。**

**大阪府** 守口市だけでなく、実施機関に伝える。

**大生連** 平成29年「面接相談の手引き」作成ワーキンググループの「面接相談の手引き」にも貸付を受けろとは書かれていない。

「この制度は、わが国の公的救済制度の中でも最終の救済制度です。したがって、他の法律による給付を受けることができるときは、まず、その給付を受けることが必要になり

ます。これを一般に「他法他施策の活用」と言い、具体的には、社会保険制度、公的給付制度、高額医療費制度、児童扶養手当等の各種手当で制度などがこれにあたります。」

**岸和田** 岸和田では稼働能力の件で裁判をした。Aさんが失業して申請に行ったら、「あなたのように若い方は探せば仕事があるはず。生活保護は活用できない」と岸和田市は追い返した。その後申請は受け付けたが、貸付金を紹介された。しかし、保証人がいなくて、貸付は受けられなかった。他法他施策、稼働能力を活用していないとして却下された。生活保護の水際作戦の一つとして「貸付」につなげている。あってはならないことだ。

**八尾** 生活に困り相談に来られ、それを面接担当に説明できない方もいる。従前から大阪府は実施機関に「申請権」について文書で徹底されたはず。府は交渉記録を何年分保存しているのか。これまで、府は申請書のカウンター設置や休日夜間の受診証の実施に努められた。

## 夜間休日受診証、府下で発行している数は？ 実態を調査してほしい。

**守口** 受診証がいつのまにか廃止された。発熱のため受診したいが「10割払ってください」と言われた。担当課は病院で受診するようというが、病院窓口では断られることもある。

**大阪府** 2020年保護手帳別冊問答集「休日、夜間における受診確保」について読みあげる。「福祉事務所閉庁時に、急病になった場合、とりあえず指定医療機関で受診し、翌日速やかに傷病届を提出して当該医療機関に医療券又は診療依頼書を届けることになるが、……あらかじめ地域の医師会等と協議し、適切に受診できるよう措置を講じておくことが適当である。」こんな状況の中で困っている方がいる。国には取扱いについて要望している。

**大生連** 府が率先して、各市町村に広がった経緯がある。事務連絡を出して現状を調べてほしい。

**大阪府** 事務連絡については持ち帰り検討し、大生連に返事をする。

**八尾** 八尾でも当時、医師会とも話し合いを重ね、実現させた。当事者の「誰でもが安心してかかる医療を」の声に大阪府も医師会も応えた。

## 私のひとこと

◎10万円の給付金が出たが、何に使うかとケースワーカーから聞かれた。貝塚市独自の買い物券についてもどんなふうに使ったかと聞かれた、用紙に署名させた。また、ケースワーカーは家に来たら風呂やトイレを開けてみる。いい気はしない。

◎泉南市は大阪府下で保護基準が一番低い。(1級地-1の65歳単身者と比べて7580円低い)

◎猛暑で冷房をつけているが、光熱費が高くなり困っている。夏季加算の創設を、大阪府は夏季見舞金を復活して。